弘前市スポーツ賞表彰事務取扱要項

第1 趣旨

この要項は、弘前市スポーツ賞表彰規則(平成19年弘前市規則第68号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、弘前市スポーツ賞の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 市民(規則第1条関係)

規則第1条でいう市民とは次の個人及び団体とする。

- (1) 本市に在住する者
- (2) 本市に密接な関係がある者(本市に本籍がある者又は過去に本籍があった者等) で市長が認めた者
- (3) 本市の小・中学生
- (4) 本市に設置された高等学校及び大学等に在学する者
- (5) 本市に主たる事業所を有する会社等に勤務している者
- (6) 本市に主たるスポーツ活動の拠点のある団体

第3 表彰の種類

表彰の種類は、スポーツの普及振興に特に貢献した市民を対象とした賞(以下「普及振興に関する賞」という。)として「スポーツ功労賞」及び「社会体育優良団体賞」とし、体育・スポーツ大会において優秀な成績を収めた市民を対象とした賞(以下「スポーツ大会に関する賞」という。)として「スポーツ栄誉賞」、「スポーツ大賞」、「スポーツを秀賞」及び「スポーツ敢闘賞」とする。

第4 表彰の範囲

第3表彰の種類の対象となる範囲は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる市民を除く。

- (1) 規則第2条第1項第1号に限り、単に体育関係団体の名目的役職にある者、常勤 の公務員(定年後再任用された者は除く。)及び財政的援助のみの者と判断された者
- (2) 普及振興に関する賞について過去に表彰を受けた市民。ただし、団体においては、 構成員が異なる場合は、この限りでない。

第5 対象とする期間

表彰月の前年の1月1日を基準日とし、同年12月31日までとする。

第6 表彰候補者の推薦

教育機関又は団体の長は、別表に掲げる範囲に該当するものを当該団体の範囲内において、市長に推薦できるものとする。

(2) 市長は、前項のほか、自らも推薦できる。

第7 表彰の決定

市長は、第6表彰の推薦により推薦されたものについて、意見を付して弘前市スポーツ推進審議会に諮り、表彰候補者を決定する。

別表

区分	名称	対象大会・成績
普及振興に関する賞	スポーツ功労賞	スポーツの選手又は団体の指導育成に10年以上にわたり貢献し、基準日における年齢が満50歳以上の者
	社会体育優良団体賞	①地域住民または職場の従業員を対象として組織的に社会体育活動を行っている団体であり、その活動が概ね 10年以上にわたり、かつ地域又は職場におけるスポーツの振興に寄与している団体 ②①以外の団体で、会員が10人以上で構成され、かつ概ね10年以上にわたり定期的、計画的に活動している団体のうち、スポーツの振興に寄与した団体
スポーツ大会に関する賞	スポーツ栄誉賞	競技スポーツの国際大会(オリンピック・パラリンピック・世界選手権大会・ワールドカップ総合成績又はこれらに準ずる大会)で3位以内又は同等の成績並びに地域が限定されている国際大会(アジア大会又はこれらに準ずる大会)で優勝又は同等の成績
	スポーツ大賞	競技スポーツの全国大会(全国を予選範囲とする大会等)で優勝、国際大会で入賞又は地域が限定されている国際大会で3位以内の成績 その他のスポーツの国際大会で優勝の成績
	スポーツ優秀賞	競技スポーツの全国大会で3位以内 その他のスポーツの全国大会で優勝、国際大会(地域の 限定されているものを含む)で3位以内の成績
	スポーツ敢闘賞	競技スポーツの東北大会等で3位以内 その他のスポーツの全国大会で3位以内の成績を収め、 普及振興に寄与した者

- ※1 「競技スポーツ」の種目は、「国体の正式種目」を指す。それ以外の種目については、 「その他のスポーツ」とする。
- ※2 「競技スポーツ」において、予選がない大会については、1ランク下げて表彰するものとする。ただし、競技団体からの推薦による出場の場合は、予選があったものとみなす。
- ※3 競技スポーツにおいて、スポーツ敢闘賞について、予選がない場合は、東北大会優勝を表彰するものとする。
- ※4 上記の規定によらず、弘前市スポーツ推進審議会において、必要と認められるもの については、新たに表彰、及び表彰の種類を変更できるものとする。